

平成24年度 第3回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成24年10月25日（木） 午後1時30分～3時00分
開催場所	松阪市役所 5階 特別会議室
出席者 (敬称略：50音順)	委員長 楠井 嘉行（弁護士） 副委員長 村田 裕（名城大学教授） 委員 坂本 聡子（司法書士） 委員 吉川 和男（税理士） 委員 吉田 弘一（三重中京大学名誉教授）
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 廣田 検査・契約担当主幹 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告（平成24年7月から9月分） ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議（吉田委員抽出） 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委 員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	・工事の発注状況について 実施入札は163件、内工事が132件、委託が31件で、請負契約額計は約24億で、平均落札率79.60%、平均参加者14.2者であった。今年度のこれまでの発注は268件で、昨年度の同時期が267件であったことと比較するとやや早いペースでの発注となっている。 ・指名停止措置の運用状況について

	この 3 ヶ月間の指名停止措置はありませんでした。
●抽出事案の審議（吉田委員抽出）	
○今回の抽出事案については、落札率の高かったものや入札参加者の少なかったものなどを対象に抽出をさせていただきました。 抽出の対象としましては、落札率が 90%以上で入札の参加者が 5 社以下の案件、落札率が 90%以上の案件、入札参加者が 5 者以下の案件の 3 つのパターンに加えて、事前に契約の上限額を提示する希望価格方式での入札の成果を対象に抽出いたしました。 あらかじめ抽出事案の一覧表からそれらを抜き出したリストを作成しましたので、それを基に原因についてどのように考えるか説明をお願いしたい。	落札率が 90%以上で、かつ入札参加者が 5 社以下の案件につきましては、対象となったのは 3 件です。 先ず公告番号 244「月出浄水場機械電気計装設備工事」につきましては、内容が特殊な工事となっており、専門性の高い機器も使用しております。落札率については、希望価格方式での発注ですので、予め希望価格を設定する段階で一定の割合を乗じていますので、設計価格との落札率は 86.07%、通常の予定価格の算定率を 98.00%と仮定した落札率は 87.83%となります。参加業者が 2 社となったことについては、参加条件としての地域条件は全国と最大限に広げ、また資格総合点数等について電気工事及び機械器具設置工事ともに 750 点ですので特に厳しいものではないと考えています。また、通常の浄水場の規模としては、履行実績の規模も厳しいものでなく、履行実績を考慮しない場合 80 数社あることから競争性は担保されていると考えます。 次に公告番号 216「23 年災オシサコ川河

	川災害復旧工事」につきましては、落札率は 98.78%、参加業者が 4 社となっており、内容として災害復旧工事であったことで参加業者少なくなり、また、最低制限価格の高止まりにより落札外が多く出たことにより落札率が高くなったものです。 最後に公告番号 261 の「12-1 飯高町宮前用水路災害復旧工事」につきましては、設計金額が 521,850 円と小額な工事であり、現場の条件からも 3 社とも高い率での応札になったと考えます。 落札率が 90%以上となった案件につきましては、対象となったのは 3 件です。 公告番号 196「三雲地域振興局 1 階トイレ改修工事」につきましては、最低制限価格が高く設定されたことから高値での契約となったものであり、公告番号 229「市場庄 3 号線道路修繕工事」、公告番号 257「藤之木町排水路改良工事」に 2 件につきましては、最低制限価格の高くなったことによるものと考えますが、設計額自体が小額であることから各社の企業戦略から生じた見積もりの差とも考えられます。 入札参加が 5 者以下の案件については、対象となったのは 9 件です。これらの工事や委託は、参加者は 5 者以下となりましたが、落札率自体は工事では概ね 85%、また委託については 67%付近と競争性は確保された上での結果と受け止めています。 それぞれの案件を見ると、公告番号 164「市道小村縄手 2 号線外 2 路線道路修繕工事」、215「23 年災第 469 号準用河川コイノキ川河川災害復旧工事」、128「田引外地内下水溝渠工事」、193「粥見（北出）下水溝渠修繕工事」、201「粥見（津下）下水溝渠修繕工事」の 5 件については、地域指定型による発注であり、参加の業者が少なかったと判断しています。250「林道七日市乙栗子線外 1 線
--	--

最近は異常気象なのか台風が勢力を保ったまま日本に上陸したり、爆弾低気圧の発生、竜巻のような突風など過去にあまり例の無いような現象が発生し、しばしば甚大な被害をもたらしている。また、東南海地震の大	舗装工事」については、小額で遠方の工事であったため敬遠されたと考えています。また、133「松阪市総合運動公園芝生管理業務委託（その2）」、217「街路樹補植剪定委託」については、造園工事業者が入札条件となっており参加者数が限られたものであり、194「松阪地区広域衛生センター施設整備方針策定業務委託」については、衛生センターの汚水を下水道施設へ放流することを検討する業務であり、特殊な内容であると同時に実績が少ない業務であり、県内の建設コンサルタントに広げた入札としたが結果的に2社の参加者となったものです。 希望価格の案件については、対象となったのは2件です。 1件は公告番号140「第24-101 第一水源池電気設備更新工事」であり、設計金額が330,227,100円で落札金額が136,290,000円であり、落札率45.87%であった。この案件の設計金額については、電気設備という特殊性から積算基準が無く、設計においては業者への見積もりに頼っているところに今後の課題はあるものの、参加業者7社すべてが同様の応札額で落札率45.8～53.7%の範囲内であったことは単に安値での応札ではなく競争性が非常に発揮したものと考えます。 もう1件の公告番号244「月出浄水場機械電気計装設備工事」については、同様の電気設備の工事であり、同様に希望価格での発注であったが、移動床ろ過装置設置や薬品注入設備といった汎用性が少ない特殊な高い機器が多かったことが要因となったのか95.64%という高い落札率の結果となったものと捉えています。
--	--

きな被害が想定される中で、建設業者の災害発生時の行政支援は避けられないと思うが、先般も新聞で市内の建設業者の倒産記事を見ましたが、市内の建設業者がどれくらい減っているのか、また、それらの受注状況がどうなっているのかを伺いたい。	ご指摘のとおり、先般市内業者の倒産があり、時代の影響からか規模を縮小する業者も見受けるところであります。 市内業者の工事の受注状況と登録業者数につきまして、土木一式工事を例として発注基準と照らし合わせて説明します。発注基準は経営事項審査の総合評定値の結果を主とする資格総合点数に応じて等級区分しており、その中でA及びB等級につきましては市町村合併時の激変緩和の措置から地域指定型となっており、設計金額が1億2千万円以上の案件については、その競争性が低くなってくることから地域条件を準市内業者まで拡大し、3億円以上の案件については県内業者とのJVの結成を認める形で発注形態を取っています。 市内業者の受注状況につきましては、過去5年間の統計から概ね93%の受注件数比率となっており、契約金額については大規模工事が県内業者及び県外業者の受注となることが多いことから、概ね80%台の契約金額比率となっています。昨年度の建設工事全般の438件の発注件数の内408件、約63億円の契約金額の内約52億が市内業者の受注となっており、またその中でも、土木一式工事の209件の発注件数の内207件、建築一式工事については実に40件の発注の全てが市内業者の受注となっています。 また、発注基準の等級別の受注状況につきまして、A～H等級の中から土木一式工事に占める件数割合が40.67%と最も大きいA等級（本庁管内）を例に見てみると、対象登録業者数81者に対して対象工事は85件で平均入札参加業者数が20.2者となっており、
--	--

知人の電気工事業者から工事の設計単価が低すぎて人件費の分まで考えると不足となるとか、工事の完成までに週に一回の打合せがあり人手が少ない上に時間がかかりすぎて困る時があるといった話を聞いたことがあるがどういった状況なのでしょう。 公告番号 140「第 24-101 第一水源池電気設備更新工事」はどうしてこのような落札率になるのか。設計が粗雑であったということではないのか。 それにしても落札率が 45.87%というのはやや不可解である。	期待できる工事件数は 4.2 件となっており、A 及び B 等級の地域指定型においては期待できる工事件数はすべての等級において 1 件以上あるという結果でありました。 設計単価につきましては昨年度に見直しを行ったところです。打合せの件につきましては、建築一式工事の場合、電気工事や管工事など専門工事の部分について分離発注となった場合には、どうしても他の部門との確認や調整が必要となる。回数の頻度が重荷になるという感はありますが、全体の工程管理や安全管理上どうしても必要なものであります。 この業務については積算の歩掛かりが無いので複数社に見積りを徴取し安い部分をそれぞれの基準として設計価格を組んでいます。 見積りを徴取した内の数社も応札しているが、今回の落札業者とほぼ同等の金額で応札しており、率として 45.8～53.7%の範囲内であった。見積りとして価格提示する場合と入札する金額とは業者の内部において一様にはならない戦略があるのではないだろうか。また、今回希望価格方式を採用して最低制限価格を設定しなかったことも競争性を強く発揮させたことに繋がっていると考える。
---	---

以前からの継続した指摘となるが、松阪市の現行の入札制度においては、最低制限価格を下回って落札外が多く発生している。でも、落札外となった応札額と比較して高い金額の応札業者が落札するというところに法的、制度的に問題は無いという訳ですか。 有効であっても不合理な点は改善していかなければならないと思う。以前から度々議論にも出ている平均額型で最低制限価格を算定する方法を試行でも導入すべきではないだろうか。 過去の応札額のデータを平均額型で計算すれば落札外になる業者数や高い応札業者に落札決定することも無くなるのではないだろうか。 鈴鹿市の最低制限価格の算定は平均額型であり、問題が無いと聞くが。 予定価格付近で高値落札となった場合において、最低制限価格を下回り落札外と	地方自治法で定める予定価格の制限の範囲内に入札額が入れば有効であります。 以前から指摘を受けている事案であるが、その入札参加業者の応札額が高くてもその金額が履行可能な最低金額であるという意味であれば否定はできないものと考ええる。 これまでのデータは、その時の入札制度に対応した応札額であるため、実際に最低制限価格制度を変更した場合に想定される応札額とはならないものと考えるところであるが、実際に平均額型の最低制限価格制度を運用すれば他の自治体で見受けられるように価格競争が激化し、請負金額がどんどん下降し工事の履行性の担保が下がり工事に悪影響が出る懸念が生じると考えるところである。 平均額型の最低制限価格制度の運用については全国統一ではなく一概に判断できないので、その詳細については分析いたします。
--	--

なった金額との差額が特に大きいものについては心情的に残念である。やはり今後も研究していくべき課題である。	継続して研究していきたい。
●随意契約締結に係る意見聴取について	
当初の設置がもう昔の事なので仕方ないが、ごみ処理基盤施設整備事業のように施工後のメンテナンスを含んだ契約となれば望ましいと思う。 部分的、段階的にでも施工業者以外の他の業者が出来る箇所はないものだろうか。	3件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。 ①土地改良施設維持管理適正化事業小津排水機場エンジン改修工事 今回の小津排水機場は、昭和49年度にポンプ設備が設置され、平成元年のオーバーホール以来約23年が経過し、ポンプの消耗部品が耐用年数を迎えたため老朽部品の取替を行い、ポンプ本体の耐用年数を全うできるよう、2回目のオーバーホールを行うものであります。ポンプ設備は、システム全体の設計に基づき構成されており、各機器が相互に連帯して設備としての機能を満足しており、本工事の施工に当たっては、既設設備の構造及び機能を熟知していること、また、必要となる機器部品等も特定でき、材料の調達が容易に出来ることが必要不可欠な条件となります。よって、本工事を施工できる業者は当該業者の他にはないため随意契約するものである。 確かにそのような形態で契約できるものについては移行していきたいと考えているが、ポンプ場については使用期間ではなく、使用頻度によって消耗度合いが変わってくるため、その契約内容に業者側が応じてもらえるかどうかは疑問が残るところである。

委員会としての意見 止むを得ないが、今後は当初の契約時のあり方（メンテナンス分を含めて）について十分検討されたい。 システムのようなソフト関係になると他の業者はまったくできないものか。 可視の部分についても何らかの工夫ができないものだろうか サーバ機器はそんなに短期間で更改していかなければならないのか	見積書の徴取さえ難しいと思います。 ②平成 24 年度松阪市電子入札システム A P サーバ更改業務委託 現在使用しております当市の電子入札システムの A P サーバ機器については、製造元から製品の保守期限が平成 25 年 7 月 30 日までと示されており、保守契約の更新ができなくなると故障発生時の復旧作業が極めて困難となり、ひいては松阪市の入札業務に重大な支障をきたす恐れが生じます。本業務は、今後も安定した電子入札システムの運用を継続していくために行う A P サーバ機器の更改業務であり、安定した移行稼動を適切に履行できるのは、システムの特異性からも構築内容や技術内容を熟知し、特許権を所有する本システム開発業者である当該業者以外には業務の目的達成は困難であります。また、機器の調達から一連の業務を一元的に委託することは効率的であり、不測のリスク発生したとしても原因究明から解決までが最も迅速かつ安定した作業を進めることができ、委託料についても最小限に抑えることが可能と考えます。よって、随意契約といたしたい。 ソフトは特許の関係があつて他社では業務不可能である。 当初の段階で共通機器を使用するような仕様で設置すれば、その後の機器交換等を一般競争入札とできる可能性は生じると考える。
---	--

委員会としての意見 止むを得ないものと考えるが、価格の適正さを十分検討した上で交渉されたい。 競輪事業の運営はどのような状況なのか。 委員会としての意見 コンペ方式による選定結果であり了承する。	メーカー保証が概ね 5 年となっておりそれに連動してこのような期間となるものである。 ③開設 62 周年記念競輪イベント等総合運営委託 松阪競輪で指名型コンペティションを実施したもので、実績業者を過去 3 年にわたり調査し、実績等を考慮したうえで指名業者を決定し、プレゼンテーション及び委託事業選定委員会による審査を行なった結果、業務を委託するに適正な事業者であると、総合的に判断され選定・承認された業者と随意契約するものである。 厳しい状況が続いています。
●次回開催日程及び抽出委員について	
次回開催日を平成 25 年 1 月 22 日（火）の 13：30～とし、抽出委員は坂本委員とする。	